



国 監 告 第 3 号

地方自治法第 199 条第 14 項の規定により、令和 5 年度財政援助団体等監査
における指摘事項等の措置について、別紙のとおり公表します。

令和 6 年 2 月 7 日

国立市監査委員 庄 司 雅

国立市監査委員 稗 田 美菜子

(写)

国政経発第239号

令和6年1月31日

国立市監査委員 庄 司 雅 様

国立市監査委員 稗 田 美菜子 様

国立市長 永 見 理 夫

令和5年度財政援助団体等監査における指摘事項等の措置について（通知）

令和5年12月22日付国監発第31号により提出がなされた件について、下記のとおり措置を講じました。

については、地方自治法第199条第14項の規定に基づき通知します。

記

1. 措置内容

別紙のとおり

2. 指摘事項を受けた部局及び担当部局長

部 局 教育部

生涯学習課

担当部局長 教育部長 橋本 祐幸

以上

【指摘事項】

(1) 所管部局の補助金の効果検証について

財団へ出捐金を出している立場上、補助金対象事業に対し、指導及び助言を行う権利があるが、今回はそういう案件がなかったということであった。しかしながら、交付した補助金の効果についての検証がされていなかった。

今後は財政状況が不透明な中で、時代の変化や状況に対応した事業を実施していくことが求められる。所管部局においても補助金の使途の効果検証を行い、その結果を翌年度以降の事業に反映できるよう、必要な指導や助言へとつなげる仕組みを作られたい。

【現状・措置内容】

市が財団事業に支出した補助金について、財団からは、例年5月下旬の決算時に、事業アンケート結果や反省と課題などが記載された「財団自主・共催事業評価調書」を含む「財団事業報告書」が市に提出され、その内容を確認しています。しかしながら、市として事業の効果検証までは行っておりませんでした。監査委員からの意見を踏まえ、翌年度以降の事業に反映できるよう、財団とともに事業の効果を検証する仕組みづくりを検討してまいります。

くにたち文化・スポーツ振興財団

【指摘事項】

(1) お年玉切手の取り扱いについて

実査時に郵券の確認をしたところ、お年玉切手についての取り扱いが館によって違っていたので、統一されたい。

【現状・措置内容】

お年玉切手の取り扱いについては、館によって違っていました。

今後、お年玉切手を入手した際は雑入として処理し、郵券の管理簿で取り扱うことで統一いたします。

くにたち文化・スポーツ振興財団

【要望事項】

(1) 補助金対象事業の事業評価について

市からの補助金を利用して行った自主事業について、事業評価は内部で行ったものであった。事業評価の仕組みを、財団の外部にも作り、その意見が公開されるよう要望する。

【現状・措置内容】

当財団では、補助金対象事業について実施後に参加者のアンケート調査を実施しており、事業評価及び今後の事業への参考としています。また、監事による中間監査及び決算監査を年2回開催して、事業及び費用対効果の評価を行っています。しかしながら、外部による事業評価の仕組みはないことから、今後は市と協議を行い、事業の効果を確認する仕組みづくりを検討してまいります。